

平成 23 年度事業計画

公益社団法人日本文藝家協会

【概要】

我が国の出版界と著作権者は、長引く出版不況の中にあり、さらに電子書籍出版をめぐる激しい波にも襲われている。日本文藝家協会もその渦中にあり、著作権者の権利を守りつつ著作物の利活用に努めるためのさまざまな対応策が求められており、そのために当協会は、23 年度もこれまでに増した公益性の高い事業展開を目指す。そのためには協会内部の理事会、常務理事会、各委員会等の機能を高め、事業を支える組織を強固なものにしていかなければならない。具体的には推薦入会制度のさらなる推進等による会員の増加、協会編纂物の販売促進等による収入増加に更なる努力を続け、事務局内部のシステムを再構築することにより、総務部と著作権管理部のデータベースの連動、利用申請から請求・分配への迅速化を図り、確固とした著作権管理システムの確立を推進することにより、一層の事務効率化を図る。このことにより職員を新たなる文芸著作物の利活用等、これまで果たせなかつた需要の開拓に配置するとともに、多様化する著作物の利活用に対して、著作者の擁護を目的とする活動に力を注ぐことも可能になる。

当協会は、公益法人制度改革関連法に対応して、公益社団法人への移行申請を行っていたが、22 年 3 月 4 日、内閣府公益認定等委員会から内閣総理大臣へ認定の答申があり、間もなく正式な文書で報告があることになっている。協会は登記作業を遅滞なく行い、23 年度当初から「公益社団法人日本文藝家協会」として事業を展開することになるので、さらに公益性に留意し、適正な事業運営に努める。

以上に基づき、平成 23 年度は以下の項目の事業を行う。

普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関する講演会

広範な文芸の読者層に向けて、文芸および著作物の公正な利用の周知を図るための著作権に関する講演会等を文藝家協会会議室を利用して行う。

2) 文学トークイベント

広範な文芸の読者層に向けて書店と共に作家と作品に親しみを持ってもらうための文芸講演等の文芸イベントを今年度 6 月頃に開催する他、文藝家協会会議室を利用した文芸イベントの開催も開始する。

3) 文学碑公苑講演会

広範な文芸の読者層に向けて静岡県・富士靈園内の文学碑公苑で講演会を今年度も 10

月に開催する。

4) 著作権思想普及セミナー支援

文芸の普及および人材育成のため広範な教育者層に向けて文化庁が開催するセミナーに今年度も協力する。

2 データベース事業

文芸の啓発、普及、擁護のために文芸に関する資料を収集し、広範な文芸の読者層の利用に応えるためのデータベース構築に努める。著作者名、作品名等の網羅されたデータベースは、一般に開放されることによって大いなる著作物の利活用に繋がることが期待され、協会の事業拡大に欠くことは出来ない。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑

文芸の啓発、普及、擁護のための「文藝年鑑」の編纂を今年度も行い、内外の文学・映画・演劇・マンガ・メディア等の概観、文学賞、文芸関連名簿などを網羅、刊行し、一般の利用に供するとともに販売促進に努める。

2) 年間アンソロジー

文芸の普及のために「文学」、「代表作時代小説」、「短篇ベストコレクション」、「ベストエッセイ」などの年間優秀作品を収集したアンソロジーの編纂を今年度も行い、各出版社から刊行する。同アンソロジーは一年間の優秀作品の記録、長期間の文学の流れも俯瞰できる記録でもあり、各編纂物の特徴を生かした企画等も実行に移し、販売促進に努める。

4 文学モニメント運営事業

静岡県の富士靈園「文学碑公苑」内の物故文芸家 760 余名（平成 22 年度現在）の名前と代表作が刻まれた「文學者之墓」を含む公苑全体の修繕、整備を今年度も行い、苑内を一般に公開する。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

「文藝家協会ニュース」を今年度も定期的に発行し、協会の活動報告・著作権者擁護のための声明、要望書、著作権者の動向などを掲載し、会員および官公庁、関連団体、企業等に情報を公開する。

6 障害者等支援事業

全国の社会福祉協議会等の求めに応じて、障害者等の支援を目的とした「拡大写本」、「録音図書」等に利用する著作物に関し、無償で許諾する事業を今年度も行う。

著作権等管理事業

1 著作権管理事業

当協会著作権管理部の著作権管理委託者は、現在 3600 名余を超えており、文芸分野では最も多い委託者を擁しており、著作権者と利用者双方から高い評価を得ている。しかし経済状況は相変わらず厳しく、著作権管理部の収入の大きな柱である出版・放送・映画・

演劇等の著作物使用に係る手数料収入は減少傾向にあるが、更なる利活用を呼び起こす努力を重ね、収入増に努める。教育分野の収入は、平成22年度も前年度を上回る見込みで、当協会のこの分野における著作権管理委託事業は他に見られない高い公益性を保って広く社会に認知されており、今年度もさらに管理委託者の増加に努め、委託者と使用者双方から高い信頼を得られる管理事業を行う。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

著作権法に基づいた補償金制度である私的録音録画補償金等、補償金の受け取りおよび適正な分配を今年度も行う。

調査・研究事業

1 広報・提案事業

文芸家の権利と職能の確立擁護は当協会の定款に掲げる主要な目的であり、そのために社会と政治の動きを迅速に取り上げて対処する機能を強化しなければならず、諸問題に即応した広報・提案事業を一層推進する。具体的には著作物の公正な利用のため、文芸に係わる諸問題（入試問題に使用の著作物、電子書籍出版問題等）に対処する調査研究を今年度も行い、要望・声明を社会に発信し公正な著作物の利用促進の周知を図る。

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

会員及び会員外を問わず著作権継承者の求めに応じて文芸作品の「著作権評価に関する意見書」を調査・作成し、公正な著作権の評価を今年度も行い、各税務署に提供する。

3 連絡仲介事業

文芸の普及、擁護のために一般公衆からの著作物利用の問合せに対し、調査し、著作権者との連絡業務を今年度も行い、著作物利用の円滑化を図る。

以上